

岐阜県指定(介護予防)短期入所生活介護事業所運営規程

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人清心会が開設する岐阜県指定(介護予防)短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員(以下「介護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者(以下「要介護者」という。)に対し、適正な指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業所の介護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、要介護者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称) 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 養老ショートステイ
- (2) 所在地 岐阜県養老郡養老町高田1176番地

第4条 (職員の職種、員数、及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	計	常勤	非常勤	専従	業務内容	資格
				兼務		
管理者	1	1	0	兼務	業務の総括	看護師
介護職員	10	5	3	専従	生活上必要な介護提供	介護福祉士 3名
		1	0	兼務		初任者等 名
生活相談員	2	2	0	兼務	日常生活に必要なすべての相談	社会福祉主事 1名 介護福祉士 1名
看護職員	2	1	1	兼務	健康管理等看護の提供	看護師 1名 准看護師 1名
機能訓練指導員	2	1	1	兼務	機能訓練の提供	看護師 1名 准看護師 1名
医師	1	0	1	兼務	医学的管理	
管理栄養士	1	1	0	専従	食事の栄養管理と提供	管理栄養士

*厨房業務は業務委託業者

第5条（利用定員）

事業所の利用定員は、指定短期入所生活介護利用者と指定介護予防短期入所生活介護利用者の合計で20名とする。

第6条（短期入所の内容及び利用料その他の費用の額）

指定（介護予防）短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定（介護予防）短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定（介護予防）短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の負担割合額とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 指定（介護予防）短期入所生活介護事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

(1) 滞在費・食費

・滞在費・食費は下記のとおりとする。

（1日当たり 単位：円）

契約者負担段階	滞在費			食費
	個室	特別室	多床室	
第1段階	380	—	0	400
第2段階	480	—	430	700
第3段階①	880	—	430	1,100
第3段階②	880	—	430	1,400
第4段階	1,231	1,360	915	1,780

*食費には、おやつ代を含む。

(2) 通常を送迎実施地域以外の地区の利用者で、送迎を利用する場合の費用は、次のとおりとする。

- ・往復の距離が20km未満の場合 300円
- ・往復の距離が20km以上50km未満の場合 500円
- ・往復の距離が50km以上の場合 700円

(3) 日常生活上必要となる諸費用

日常生活において必要となる費用で、利用者の負担が適当であるものの費用は、実費を徴収する。

・テレビ使用料 1日当たり 50円

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を提出し、会議等の資料とする場合もある。この場合は、事前に利用者又はその家族の同意を得るものとする。

第7条（緊急時における対応方法）

介護職員等は、短期入所生活介護実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第8条（事故発生時の対応）

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。事業者は損害賠償責任に必要な保険に加入しています。

但し、契約者の故意又は重大な過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

安全対策担当者 施設長：五十川 智子 佐久間 弘幸

第9条（非常災害対策）

指定（介護予防）短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に短期入所従業者に周知するとともに、年2回（春、秋）に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

第10条（通常の送迎の実施地域）

通常の送迎の実施地域は、大垣市（上石津・墨俣を除く）、養老町、垂井町、関ヶ原町とする。

第11条（衛生管理等）

介護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

第12条（苦情処理）

事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定（介護予防）短期入所生活介護に関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとする。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定（介護予防）短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して、岐阜県国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、岐阜県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。

第13条（個人情報の保護）

事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守するものとする。

- 2 事業所は、従業員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了承を得るものとする。

第14条（虐待防止に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待を防止に関する責任者の選定及び設置

責任者 施設長：五十川 智子 佐久間 弘幸

2. 成年後見制度の利用支援
3. 苦情解決体制の整備
4. 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施

- 2 事業所は、サービス提供中に介護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第15条（身体拘束の禁止）

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束するものとする。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録するものとする。

第16条 (その他運営についての留意事項)

指定(介護予防)短期入所生活介護事業者は、介護職員等の質的向上を図るための研修機会を次のとおり設ける等の業務体制を整備するものとする。

- 1 採用時研修 採用後1か月以内
- 2 継続研修 年1回

2 事業所は指定(介護予防)短期入所生活介護に関する諸記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人清心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。